

福井県報

第 382 号
令 和 8 年
1 月 6 日 (火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

○漁船保険義務加入の同意成立の届出（1・水産課） 1

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（財産活用課）	1
○福井県立体育施設（馬術競技場、ライフル射撃場、アーチェリーセンター・クライミングセンター、クレー射撃場、ホッケー場）の指定管理者の指定（スポーツ課）	3
○福井県若狭湾エネルギー研究センターの指定管理者の指定（エネルギー課）	4
○福井県ふるさと海浜公園の指定管理者の指定（自然環境課）	4
○福井県越前三国オートキャンプ場の指定管理者の指定（同）	4
○福井県立すこやかシルバー病院の指定管理者の指定（長寿福祉課）	4
○令和8年度保育士試験（前期）について（児童家庭課）	4
○福井県産業情報センターの指定管理者の指定（経営改革課）	6
○福井県中小企業産業大学校の指定管理者の指定（労働政策課）	7
○小浜漁港指定管理施設の指定管理者の指定（水産課）	7
○福井駅西口地下駐車場の指定管理者の指定（道路保全課）	7
○敦賀港金ヶ崎緑地の指定管理者の指定（港湾空港課）	7
○和田港若狭和田マリーナの指定管理者の指定（同）	7
○若狭の里公園、若狭総合公園、奥越ふれあい公園、トリムパークかなづの指定管理者の指定（都市計画課）	7
○開発行為の完了公告（2件・同）	8
○福井県営住宅の指定管理者の指定（建築住宅課）	8
○建築士法第9条第1項に基づく建築士の免許の取消しの公告（同）	9
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（会計課）	9

告 示

福井県告示第1号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

小浜市加入区

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称および数量

福井県庁舎、福井県議会議事堂および福井県警察本部庁舎（以下「福井県庁舎等」という。）で使用する電気

6,479,000 kWh（高圧受電、契約電力1,700 kW）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 需要場所

福井県庁舎等

福井県福井市大手3丁目17-1

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事職務代理者が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でない

こと。

- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入および省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組ならびに電源構成および二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式5）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」および「電子入札に関する取扱い」による。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地な

らびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課 庁舎グループ

電話 0776-20-0252

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあっては、入札説明書別紙様式1）に必要書類（入札説明書別添1参照）を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に關し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならぬ。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年1月6日（火）9時から令和8年2月2日（月）17時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行なう者が発行したもので、かつ、福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用登録したものとする。

イ 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

(ア) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課 庁舎グループ

(イ) 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便を利用し、提出期間必着とする。）。

(3) 競争入札参加資格申請

2に示す競争入札参加資格について別に知事職務代理者が行う審査により認定を受けていない者については、9(7)に従い開札までに資格の認定を受けなければならない。

6 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先（e-mail）：zaikatsu@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

7 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年2月24日（火）8時30分から17時まで

令和8年2月25日（水）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和8年2月26日（木）11時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁 6階 入札室

8 入札方法

入札説明書による。

9 落札書の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに捜査上必要な協力をを行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事職務代理者が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

(8) 本調達は、令和8年度予算の成立を条件とする。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required

Electricity for Fukui prefectural office building

(2) Date, time of bidding

11:00a.m. February 26, 2026

(3) Period of contract

1-April-2026 to 31-March-2027

(4) Contact point for the notice

Asset utilization division, Fukui prefectural government, 3-17-1 Ohte,Fukui City,

Fukui Prefecture,910-8580 Japan.

TEL 0776-20-0252

地方自治法第244条の2第3項および福井県立体育施設の設置および管理に関する条例第7条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称ならびに指定管理者となる団体の所在地および名称

指定管理者に管理を行わせる施設の名称	指定管理者となる団体の所在地および名称
福井県立馬術競技場	福井市学園3丁目6番1号 学校法人金井学園
福井県立ライフル射撃場	福井市杉谷町49号40番地3 福井県ライフル射撃協会
福井県立アーチェリーセンター	福井市合谷町1字窪5番地 福井県アーチェリー・クライミング振興協議会
福井県立クレー射撃場	坂井市春江町江留下高道79番地8 合同会社PORCO・ROSSO
福井県立ホッケー場	丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町

- 2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項および福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県若狭湾エネルギー研究センター

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

敦賀市長谷64号52番地1

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項および福井県ふるさと海浜公園の設置および管理に関する条例第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県ふるさと海浜公園

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

大飯郡おおい町本郷第159号8番地の1
株式会社おおい

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項および福井県越前三国オートキャンプ場の設置および管理に関する条例第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県越前三国オートキャンプ場

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市春江町隨応寺第17号10番地

坂井市シルバー人材センター・休暇村協会グループ

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年福井県条例第48号）第4条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第5条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県立すこやかシルバー病院

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市島寺町93字6番地

一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、令和8年福井県保育士試験（前期）を実施するので、児童福祉法施行細則（昭和23年福井県規則第26号）第19条の規定により次のとおり公告する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

福井県は、法第18条の9の規定に基づき指定試験機関として一般社団法人全国保育士養成協議会を指定し、試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報、試験に対する受験者等からの問合せ対応、受験資格の認定、受験申込書の受付、確認、受験票の送付、試験問題の作成・保管・管理、試験の実施、答案の採点、合否の決定、合否の通知、受験の停止および合格の無効の決定、その他試験実施に関する必要な事務を委託して試験を実施する。

1 試験の日時

筆記試験 令和8年4月18日（土）・4月19日（日）

実技試験 令和8年6月28日（日）

2 試験の科目

(1) 筆記試験

保育の心理学・保育原理・子ども家庭福祉・社会福祉・教育原理・社会的養護・子どもの保健・子どもの食と栄養・保育実習理論

(2) 実技試験

音楽に関する技術・造形に関する技術・言語に関する技術（2分野選択）

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- (2) 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (3) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (4) 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (5) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者（ただし、平成3年3月31日以前の高等学校卒業者はこの限りでない。）
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣において、これと

同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者

ア 児童福祉施設

イ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）

ウ 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む。））

エ 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）

オ 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）

カ 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）

キ 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）

ク 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）

ケ 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）

コ 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設

サ 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）

シ 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く。））

ス 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）

セ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等

（ア）障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設）

（イ）指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る。））

ソ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項もしくは法第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

（ア）法第59条の2の規定により届出をした施設

（イ）アに掲げるもののほか、都道府県知事が事業等の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

（ウ）児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設

（エ）国、都道府県または市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

（オ）上記（セ）に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護また

は援護に従事した者

- (9) 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む。）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- (10) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- (11) ア 上記(7)イ～ソに掲げる施設等において2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護または援護に従事した者であって、学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
イ 上記(7)イ～ソに掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者
ウ 上記(1)～(6)に準ずる者

4 受験手続

- (1) 受験申請書の配布
ア 配布期間
令和8年1月8日（木）から

イ 請求先
一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

- (2) 受験の申請に必要な書類
ア 保育士試験受験申請書
イ 受験資格を証明する書類
ウ 一部科目合格を証明する書類
エ 一部科目免除を証明する書類（5(2)に該当するものは、5(2)に掲げる実務経験を有することを証する書類）
オ 改姓を証明する書類（戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等旧・現姓の両方が記載されている公的書類）
カ 郵便振替払込受付証明書（受験申請書に貼付）
キ 写真1枚（受験申請日前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景の写真を受験申請書に貼付）

(3) 受付期間
令和8年1月8日（木）から令和8年1月28日（水）

(4) 提出方法
簡易書留郵便に限る。

(5) 提出先
一般社団法人全国保育士養成協議会

保育士試験事務センター

- (6) 受験手数料
12,700円
幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合
2,400円
郵便振替払込取扱票により郵便局にて納付する。

- (7) オンライン受験申請
オンライン受験申請方法については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターホームページを参照。

5 試験科目の一部免除

- (1) 過去2年において、保育士試験の一部科目に合格している者は該当科目を免除
(2) 令和5年の試験において合格した科目のある者であって、令和5年度から令和7年度末までに3(7)に掲げる施設において「1年以上かつ1,440時間以上」の実務経験を有する者については2年間、令和4年の試験において合格した科目のある者であって、令和4年度から令和7年度末までに次に掲げる施設において「2年以上かつ2,880時間以上」の実務経験を有する者については3年間、通常、過去2年の免除期間に加えて免除

- (3) 厚生労働大臣が指定する学校において指定科目を全て専修した者は該当科目を免除
(4) 幼稚園教諭免許状所有者は保育の心理学・教育原理・実技試験を免除
(5) 幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験全科目合格者は実技試験を免除
(6) 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格特例による受験者は保育の心理学・教育原理・保育実習理論・実技試験を免除

6 試験に関する問合せ先

〒171-8536

東京都豊島区高田3-19-10

一般社団法人全国保育士養成協議会

保育士試験事務センター

電話 0120-4194-82

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県産業情報センターの設置および管理に関する条例（平成6年福井県条例第5号）第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
福井県産業情報センター

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16

公益財団法人ふくい産業支援センター

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項および福井県中小企業産業大学校の設置および管理に関する条例第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県中小企業産業大学校

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16

公益財団法人ふくい産業支援センター

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項および福井県漁港管理条例第22条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第23条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

小浜漁港指定管理施設

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

小浜市小浜多賀98番地3

株式会社 イワタ

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項および福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例第10条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井駅西口地下駐車場

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市中央1丁目2-1

まちづくり福井駐車場管理センター

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第13条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第14条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

敦賀港金ヶ崎緑地

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第13条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第14条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

和田港若狭和田マリーナ

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

大飯郡高浜町塩土第5号1番地

若狭高浜漁業協同組合

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法第244条の2第3項および福井県都市公園条例第17条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

一 若狭の里公園

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

若狭の里公園

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

小浜市大手町6番3号

小浜市

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

二 若狭総合公園

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

若狭総合公園

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

小浜市大手町6番3号

小浜市

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

三 奥越ふれあい公園

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

奥越ふれあい公園

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

大野市天神町1番1号

大野市

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

四 トリムパークかなづ

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

トリムパークかなづ

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

あわら市市姫三丁目1番1号

あわら市

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

坂井市坂井町御油田21字野広21番ならびに24字登橋7番1、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番1、15番、16番、17番、18番、19番、20番1、21番1、21番2の一部、21番3の一部、22番1、22番2、22番3、23番1、23番2の一部、23番3の一部、303番および304番

- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名

坂井市丸岡町栄一丁目610番地

株式会社矢野商店

代表取締役 矢野 聰亘

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

越前市稻寄町22字千束町1番1、2番1、3番1および4番1、23字下ノ町1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番9および10番3の一部、25字土免木8番3の一部、8番4の一部および8番5の一部ならびに瓜生町42字千束町1番1

- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名

丹生郡越前町東内郡一丁目102番地1 Earth 1・206

有限会社アース

代表取締役 青山 泰人

地方自治法第244条の2第3項および福井県営住宅条例第46条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第47条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県営住宅団地およびその共同施設

福井県営住宅杉の木台団地およびその共同施設

福井県営住宅下荒井団地およびその共同施設

福井県営住宅清水グリーンハイツおよびその共同施設
福井県営住宅御幸タウンおよびその共同施設
福井県営住宅北日野団地およびその共同施設

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市下馬3丁目511番地

アイリス・辻広組グループ

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許の取消しを受けた建築士の別	免許の取消しを受けた建築士の登録番号	免許の取消しの理由
令和7年12月18日	石本直俊	二級建築士	第7675号	建築士法第9条第1項第2号による(死亡の届出)
令和7年12月18日	山内章光	二級建築士	第6135号	建築士法第9条第1項第2号による(死亡の届出)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 落札に係る物品の名称および数量

(IT) 県立学校生徒用タブレット端末購入（教育政策課）

生徒用タブレット端末 5,000台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県教育庁教育政策課教育DX推進室

福井県福井市大手3丁目17-1

3 落札者を決定した日

令和7年12月10日

4 落札者の名称および住所

三谷商事株式会社

福井県福井市豊島1丁目3-1

5 落札金額

306,350,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和7年10月28日

